

高知県教育委員会 会議録

平成28年7月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成28年7月26日(火) 13:30

閉会 平成28年7月26日(火) 14:40

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	田村 壮児
	教育委員	久松 朋水
	教育委員	竹島 晶代
	教育委員	八田 章光
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	平田 健一

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	北村 強
〃	教育次長	藤中 雄輔
〃	参事兼小中学校課長	長岡 幹泰
〃	教職員・福利課長	坂田 省吾
〃	教職員・福利課企画監	山脇 聡美
〃	幼保支援課長	溝渕智栄子
〃	高等学校課長	高岸 憲二
〃	特別支援教育課長	橋本 典子
〃	生涯学習課長	森 克仁
〃	新図書館整備課長	国則 勝英
〃	文化財課長	土居 靖幸
〃	人権教育課課長	大西 雅人
〃	教育センター所長	上岡 美保
〃	教育政策課課長補佐	隅田 昌宏
〃	学校安全対策課課長補佐	來 節子
〃	スポーツ健康教育課課長補佐	三谷 哲生
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	津野 哲生 (会議録作成)
〃	教育政策課指導主事	石丸 太郎 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長 7月定例委員会を開催する。

教育次長 (提案説明)

教育長 付議第2号、報告第1号は、個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いします。

各委員 全員挙手

教育長 それでは、付議第2号、報告第1号を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 平成29年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項に関する議案(特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

教育長	21ページの参考資料3で、平成29年度からのみかづき分校の受検者数の予想数が定員を上回っている。これはかなり機械的に数字を当てはめており、必ずしもここまでの受検者数があるわけではないという感じもするが、そのあたりはどうか。
事務局	<p>高知市以外の場合は、通学の手段、本人の能力的な問題、通学が一人でできるようになるかどうかということもあるので、正確に受検者数を把握できているわけではない。それぞれの市町村の特別支援学級に在籍している子どものうち、今現在、みかづき分校に在籍をしている生徒と同程度の比較的障害の軽い子どもがおり、その方たちが受検していただけたらというところで予想数を出している。</p> <p>高知市については、現状として知的障害の学級の子どもの数が少し増加をしているということや、知的障害以外の自閉症情緒学級や通常の学級でなかなか把握できない方々の中から希望される場合もあり、そういった方も含めると、もう少し高知市からの受検者数が増えてくるのではないかとこの予想を持っている。今のところ断定的に言える数字はないので、これまでの平均で予想を立てさせていただいている。</p>
委員	参考資料1の取扱要項の開示請求期間についてお聞きしたい。昨年度は、3月4日金曜日に合格発表を行い、開示請求期間を合格発表の翌日の3月5日土曜日からではなく3月7日月曜日からとしている。欄外の注意書きに、「ただし、土曜日・日曜及び祝日を除く」という記載があるので3月7日月曜日からにしたということだと思うが、平成29年度については、3月3日金曜日に合格発表を行い、開示請求期間を合格発表の翌日の3月4日土曜日からとしている。また、開示請求期間は「出願期間外の取扱いによる選考検査の合格発表の翌日から1カ月とする」とあるが、どのような議論がされて開示請求期間が決められたのか。

事務局	<p>開示請求期間は、合格発表の翌日をそれぞれ起算日として1カ月間とするということである。口頭による開示請求ができる日は、高知県の休日を定める条例に定められた日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律に規定する祝日のいわゆる閉庁日を除くものとし、というところで開示請求期間を決めている。</p> <p>昨年度は、取扱要項にある開示請求期間は、合格発表の翌日からというところを土・日を除いた月曜日からにしてしまっていたので、取扱要項のとおり合格発表の翌日から開示請求期間にしたということである。</p>
教育長	<p>平成28年度の開示請求期間は、取扱要項上と少しずれがあったので、平成29年度は取扱要項にあわせたということか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>高知県全体で特別支援にかかわる生徒数の推移は全国対比でどのようになっているか。</p>
事務局	<p>視覚障害、聴覚障害については減少している傾向にある。今年は県立盲学校、県立高知ろう学校とも、全校生徒が20人程度であり、徐々に減ってきている状態である。肢体不自由については、ほぼ横ばいで推移をしている。知的障害は、分校が増えたので、1校あたりは大きな増加ではないが、全体の知的障害の人数は増加傾向にある。</p>
委員	<p>徐々に増えているということか。</p>
事務局	<p>知的障害は平成15年～20年ぐらいにかけて増加をした時期がある。その後、平成23年、24年ごろまでは増加傾向にあったが、そのあたりでピークを迎えている。また、学校によっては増加している学校がある。</p>
委員	<p>それは何か要因があるのか。</p>
事務局	<p>知的障害の増加というのは全国的な傾向でもある。はっきりとした要因はあまり分かっていないが、特別支援教育に対する理解が深まり、従来であれば地元の普通の学校に進まれていた方が特別支援学校を選ばれるケースもある。また、専門的な教育を求めて高等部や早くから特別支援学校を選ばれる方も増えてきている。</p>
委員	<p>特別支援学校の中学部のほとんどの生徒が高等部へ進むという理解でいいのか。</p>

事務局	そのとおりである。
委員	先ほどの参考資料 1 の 15 ページにある開示請求期間の表の中にある「取扱要項 5 - (1) に示す、平成 29 年 2 月 10 日 (金) の選考検査に関するもの検査日」の「検査日」は要らないのではないかと。別紙の要項には入っていない。
事務局	申し訳ありません。別紙の要項が正しく、「取扱要項 5 - (1) に示す、平成 29 年 2 月 10 日 (金) の選考検査に関するもの」となる。「検査日」は要らない。
教育長	参考資料 1 の取扱要項新旧対照表の新旧ともということか。
事務局	そのとおりである。
委員	5 選考方法の (3) 選考検査内容等において「なお、高等部については、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う」とあるが、一般論としてどんな場合に実際学力検査が行われているのか。
事務局	例えば盲学校やろう学校、肢体不自由の若草養護学校など、準ずる教育として、通常の高等学校と同じような教育課程がある学校については、学力検査等を行っている。知的障害等の学校においても、ここまで取れたから合格にする、不合格にするということではないが、実際どれくらい学力があるのかというところを測る必要がある場合には、学校の判断でそうした実態に応じた学力検査等を実施することになっている。
委員	実態的には行っているということか。
事務局	行っている学校もあれば、行っていない学校もある。また、同じ学校の中でも、子どもの障害の程度によって、学力検査をする方もいれば、しない方もいる。
委員	一斉に行うのではなく、その子どもに合わせて判断し、必要な子には学力検査を行うということか。
事務局	いくつかの教育課程のある学校については、通常の学校と同じような教育課程の子どもは学力検査を行っている。障害の程度が重い子どもの場合は、学力検査という形のものはない。問題等についても学校の方でそれぞれ作成委員会等をつくり、それぞれの学校に応じた問題を作成しているという状況である。

委員	学力検査で落とされるということは基本的にないということか。
事務局	そのとおりである。障害の種別や程度が特別支援学校の就学基準に該当していれば、定員が「何名程度」と示してある学校については、特段の理由がない限りは、不合格になることはないということである。
委員	みかづき分校のように定員がはっきりしている場合は、受検者が定員を超えていけば、学力検査の結果で選考されることはあり得るということか。
事務局	みかづき分校の場合は、知的障害の学校なので、学力検査の結果だけで合格、不合格を決めることはない。みかづき分校が目指している、卒業後に就労による社会自立を目指すなど、そういったところで子どもたちの学習意欲、理解力、判断力、作業能力などを、それぞれ調査や観察をしたり、面談をしたりする中で総合的に判断をさせていただくということである。学力検査の点数だけで合格、不合格を決めることはない。
委員	そうすると、先ほどの開示請求があったときには、どのようなことが開示されるのか。
事務局	みかづき分校の場合であれば、学力検査の得点と作業・運動能力の得点などがある。また、面接で把握をした情報については、それぞれ配点を決めており、それをもとに採点をして総合得点を出す形にしているので、そういうところの開示になる。
委員	複合的な障害を持っている子どもが、どこの学校が適しているかなどの情報提供や進路指導は、どこの誰がどのように行っているのか。
事務局	重複障害、複合的な二つ以上の障害をあわせ持つような子どもは、どの学校にも在籍をしている。これまで、主たる障害が例えば聴覚障害であるとか、主たる障害が肢体不自由であるということで学校を選択されて学校に入られているので、それぞれの学校で重複障害に応じた進路指導を実施している。
委員	中学校段階で、次に高等部に進む際にどこの高等部を選ぶのかといった具体的な進路指導などはどうか。
事務局	中学校に在籍している子どもは、中学校や市町村教育委員会に相談し、そこで保護者や本人の意向を伺ったうえで進路指導をしている。事前にそれぞれの障害によって、例えば聴覚障害であればろう学校などに教育相談をしていただいている。また、それぞれの学校で実施している体験入学な

	<p>どに参加していただき学校を見学したり、逆に特別支援学校の方が中学校に出向いて行って、教育相談の中で発達検査をし、その結果から、どこの学校がいいかを選んでいただけるようになっている。</p> <p>既に中学部など特別支援学校に在籍してる子どもの場合は、おおむねそのまま高等部の方を希望される方が多いので、そこは担任と学校の中で相談をしてということになる。</p>
教育長	<p>先ほど委員から質問があった開示請求に対する開示内容であるが、別紙5ページに「学力検査の教科別得点及び得点合計」ということが書かれているので、これを開示するという事ではないのか。</p>
事務局	<p>申し訳ありません。そういうことです。みかづき分校については、学力検査も判定の点数があるので、その範囲でということになる。</p>
委員	<p>学力検査以外の部分で合否が決まっている場合は、開示内容について受験者が納得できない可能性も考えられるのではないかと。</p>
教育長	<p>みかづき分校の選考方法は、さきほど課長が説明した内容で間違いはないかと。</p>
事務局	<p>みかづき分校の選考方法は、昨年度までのものであるが、学力検査、作業・運動能力検査、面接というところで、それぞれ50点・50点・50点の配点で、その中で点数を決めてというやり方をしている。</p>
教育長	<p>そうすると、仮定の話ではあるが、合格者の決定に関する情報の一部しか開示はしないという形にはなってしまう。</p>
委員	<p>本来の意図からすると、仮に不合格になった場合に、なぜかということが納得できるような情報を開示した方がいいのかもしれない。普通の学校の場合にはこれで済むのかもしれないが。</p>
事務局	<p>今までそういった事例はない。</p>
教育長	<p>そこはまた、来年以降の課題ということにさせていただきたい。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第2号 平成29年春の叙勲候補者（保健功労）推薦議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課課長補佐 説明

○質疑

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【報告第1号 いじめ問題について（人権教育課）】

○人権教育課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第1号から第2号 原案どおり議決